

寒河江市成年後見制度における審判申立て要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民法（明治29年法律第89号）で定める成年後見制度について、判断能力が十分でない高齢者、知的障害者（知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に規定する知的障害者をいう。以下同じ。）及び精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者をいう。以下同じ。）の生活の自立の援助及び福祉の増進のために、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2の規定に基づき、市長が行う後見、保佐及び補助（以下「後見等」という。）開始の審判の申立てについて必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 申立ての対象者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、配偶者若しくは2親等内の親族（以下「親族等」という。）がない者、配偶者若しくは親族等がいても音信不通の状況等にある者又は配偶者若しくは親族等からの虐待の事実が認められる者とする。

- (1) 本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定に基づき住民基本台帳に記載されている者
 - (2) 前号に準ずる者として、市が法令等の規定により援護を行い他市町村に住所を有する場合等市長が特に必要と認める者
- 2 前項の規定にかかわらず、対象者の配偶者又は親族等がない場合であっても、3親等又は4親等の親族であって審判申立てをする者の存在が明らかである場合には、市長による後見等開始の審判の申立ては行わないものとする。

(申立ての種類)

第3条 申立ての種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 後見開始の審判（民法第7条）
- (2) 保佐開始の審判（民法第11条）
- (3) 保佐人の同意を要する行為の範囲を拡張する審判（民法第13条第2項）
- (4) 保佐人に代理権を付与する審判（民法第876条の4第1項）
- (5) 補助開始の審判（民法第15条第1項）
- (6) 補助人に同意権を付与する審判（民法第17条第1項）
- (7) 補助人に代理権を付与する審判（民法第876条の9第1項）

（申立ての要請）

第4条 次に掲げる者は、成年後見人等を必要な状態にある者がいると判断したときは、成年後見人等選任開始の審判申立て要請書（様式第1号）により、市長に対し審判申立てを要請することができる。

- (1) 民生委員
- (2) 対象者の日常生活の援助者（親族を除く。）
- (3) 老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設の職員
- (4) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第24項に規定する介護保険施設の職員
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。）第5条第12項に規定する障害者支援施設の職員
- (6) 総合支援法第5条第27項に規定する地域活動支援センターの職員
- (7) 総合支援法第5条第28項に規定する福祉ホームの職員
- (8) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院又は診療所の職員
- (9) 地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項に規定する保健所

の職員

(調査)

第5条 市長は、申立てを行うに当たっては、次に掲げる事項を調査し、総合的に判断するものとする。

- (1) 対象者の意思能力
- (2) 対象者の心身状況及び生活状況
- (3) 親族からの虐待、無視等の事実の有無
- (4) 親族に代わって後見等の開始の審判の申立てをすべき事由の有無
- (5) 親族等の存否及び成年後見の申立てに関する御親族の意思確認について
(様式第2号)による親族等による後見等開始審判申立てを行う意思の有無

2 市長は、前項の調査を行うため、対象者の診断書を徴収することができる。

(審判の判断基準)

第6条 市長は、第4条の規定による申立ての要請後、前条に規定する調査を行った結果、次の各号のいずれかに該当するときは、後見等開始の審判の申立てを行うものとする。

- (1) 親族等がいないとき。
- (2) 親族等があっても、審判の申立てを行う者の存在を期待することが困難なとき。
- (3) 親族等が、文書により申立てしない旨を市長に対し申し入れた場合で、対象者の状況を考慮し、市長が申立てをする必要があると判断したとき。
- (4) 親族等がいる場合で、対象者において当該親族からの虐待の事実が確認され、市長が申立てをする必要があると判断したとき。

(回答)

第7条 市長は、第4条の規定による申立ての要請があった場合において、対応の方法を決定したときは、申立ての適否、種類その他必要事項を速やかに申立

ての要請者に対し、成年後見人等選任開始の審判申立て要請結果について（様式第3号）により回答する。

（申立て費用の負担）

第8条 市長は、申立てに要する費用の全部を支出するものとし、市が負担した審判請求費用の求償権を得るため、非訟事件手続法（平成23年法律第51号）第28条の命令に関する職権発動を促す申立てを審判の請求と併せ家庭裁判所に対して行うものとする。ただし、対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、請求しないものとする。

- (1) 申立てに要する費用に関する支援を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な状況にある場合
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）である場合
- (3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている場合
- (4) 申立てに要する費用を負担することで、被保護者となる場合

2 市長は、家庭裁判所による費用負担命令があったときは、その費用負担命令を受けた対象者又はその関係者に対し、当該費用を成年後見等開始の審判請求に要した費用の請求書（様式第4号）により請求するものとする。

（申立ての手続）

第9条 市長が行う審判の申立てに係る申立書、添付書類、予納すべき費用等は、対象者に係る審判を管轄する家庭裁判所の定めるところによるものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による、改正前の寒河江市成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成19年4月1日制定）に基づき後見等開始の審判の市長申立て手続きについては、平成25年12月31日まで、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成30年12月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

成年後見人等選任開始の審判申立て要請書

年 月 日

寒河江市長様

要請者 住所
氏名
電話番号
対象者との関係

成年後見人等選任開始の審判申立てを次により要請します。

1 対象者の住所及び氏名

住所

氏名

年 月 日生

2 対象者の心身の状況

3 対象者の生活の状況

4 その他（親族、収入、資産等の状況）

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

寒河江市長

成年後見の申立てに関する御親族の意思確認について（依頼）

標題について、 様におかれましては、現在、判断能力が不十分な状況となっており、生活を維持していくために必要な福祉サービスの利用や施設入所等の契約手続き、そして金銭等の財産管理について、早急に後見人等の支援者を選任する必要があります。

後見人等を選任するためには、家庭裁判所に成年後見等の申立てを行う必要があり、あなたは、その申立てができる親族（4親等内の親族）となっておりますので、ご連絡いたします。

つきましては、申立人となる意思を確認させていただきますので、別紙（意思確認書）に必要事項を記入押印のうえ、下記まで御返送くださいますようお願い申しあげます。

なお、期日までに御返送がない場合は、申立人となる意思がないものとして、寒河江市長による申立て手続きを進めさせていただきますので御承知おきください。

記

1 対象者

氏名		続柄	あなたの
住所			
生活状況			

2 回答期限 年 月 日（ ）

3 返送・問合せ先

〒991-0021 山形県寒河江市中央2丁目2-1

寒河江市健康増進課（電話 ）

福祉国保課（電話 ）

4 その他

成年後見制度に関するパンフレット及び返信用封筒を同封します。

別紙 <意思確認書>

後見（保佐・補助）開始の申立てについて（回答）

下記のいずれかに○をつけてください。

対象者（ ）の後見（保佐・補助）開始の申立てについて

	①私が、申立人となり手続きを行います。
	②私は、申立人になる意思はありませんが、寒河江市長が申立てを行うとなった場合には、その申立てに同意します。
	他に、ご意見等があればご記入ください。

年 月 日

氏名

続柄

住所（〒 一 ）

連絡先（電話番号）

携帯・昼間の連絡先

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

（要請者）

住所

氏名

様

寒河江市長

成年後見人等選任開始の審判申立て要請結果について（回答）

年 月 日付けで要請のあったことについては、寒河江市成年後見制度における審判の市長申立て要綱第5条の規定に基づき調査し、総合的に判断した結果、下記のとおりとなりましたので、同要綱第7条の規定に基づき回答します。

記

1 審判申立て対象者

- (1) 住所
- (2) 氏名
- (3) 生年月日（歳）
- (4) 性別

2 決定事項

- 市長による（後見、保佐、補助）申立てを行う。
- 市長による申立てを行わない。
(申立てを行わない理由)

様式第4号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

寒河江市長

印

成年後見等開始の審判請求に要した費用の請求書

成年後見等開始の審判請求を行った事件【 年（家）第 号】について、審判の結果、寒河江市が負担している手続き費用が、 様の負担となりましたので、下記のとおり請求します。

記

1 審判請求の内容

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 審判の類型

2 請求に要した費用

- | | |
|-----------|---|
| (1) 収入印紙代 | 円 |
| (2) 郵便切手代 | 円 |
| (3) 鑑定料 | 円 |
| 計 | 円 |

3 費用の納付について

- (1) 請求金額 円
- (2) 納付期限 年 月 日
- (3) 納付方法 お手数ですが、同封の納入通知書により、寒河江市役所2階会計課でお納めください。

4 問い合わせ先

〒991-0021 山形県寒河江市中央2丁目2-1

寒河江市健康増進課（電話 ）

福祉国保課（電話 ）